

令和 8 年第 3 回廿日市市議会（第 3 回定例会）条例新旧対照表

議案第 6 3 号	廿日市市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 の一部を改正する条例	1
議案第 6 4 号	廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例	3
議案第 6 5 号	廿日市市景観条例の一部を改正する条例	5

議案第63号

廿日市市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成27年条例第27号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）及び法第9条の3の3第3項（同条第4項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、<u>法第9条の3の3第1項に規定する非常災害廃棄物の処分を行う非常災害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄物処理再受託者又は法第6条の2第3項後段の規定による処分の委託を受けた者</u>（以下「受託者等」という。）が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与について、必要な事項を定めるものとする。 (対象となる施設の種類) 第2条 調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（<u>法第9条の3の3第3項に規定する場合にあっては、当該焼却施設に限る。</u>以下「施設」という。）とする。 (縦覧等の告示) 第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするとき、又は<u>受託者等</u>が法第9条の3の3第3項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。 (縦覧の場所及び期間)	(趣旨) 第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）及び法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、<u>市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者</u>（以下「<u>受託者</u>」という。）が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与について、必要な事項を定めるものとする。 (対象となる施設の種類) 第2条 調査書の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（<u>法第9条の3の3第2項に規定する場合にあっては、当該焼却施設に限る。</u>以下「施設」という。）とする。 (縦覧等の告示) 第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするとき、又は<u>受託者</u>が法第9条の3の3第2項の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨その他規則で定める事項を告示するものとする。 (縦覧の場所及び期間)

改正後	改正前
第4条 （略） 2 調査書の縦覧の期間は、前条の告示の日から起算して1月間（法第9条の3の2第2項又は法第9条の3の3第3項に規定する場合にあっては、1か月の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間）とする。	第4条 （略） 2 調査書の縦覧の期間は、前条の告示の日から起算して1月間（法第9条の3の2第2項又は法第9条の3の3第2項に規定する場合にあっては、1か月の範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間）とする。

議案第 6 4 号

廿日市市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市留守家庭児童会条例（平成 1 4 年条例第 1 7 号）（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
（利用料の納付等） 第 6 条 前条第 1 項の規定により利用の承認を受けた保護者は、児童 1 人につき月額<u>4,000 円</u>の利用料を、同一世帯に属する 2 人以上の児童が利用する場合における 2 人目以上の児童<u> </u>については、1 人につき月額<u>2,500 円</u>の利用料を、市長が指定する日までに納付しなければならない。 2 ～ 5 （略）	（利用料の納付等） 第 6 条 前条第 1 項の規定により利用の承認を受けた保護者は、児童 1 人につき月額<u>3,000 円</u>（<u> </u>同一世帯に属する 2 人以上の児童が利用する場合における 2 人目以上の児童の利用料の額）については、1 人につき月額<u>1,500 円</u>）の利用料を、市長が指定する日までに納付しなければならない。 2 ～ 5 （略）

改正後	改正前
（届出対象行為等） 第10条 （略） 2～4 （略） 5 第1項の行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が<u>同条第8項各号</u>に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 6 （略） （届出を要しない行為） 第11条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為（重点区域内で行う行為を除く。）とする。 （1）～（6） （略） 2 重点区域内における法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、前項の規定に関わらず、規則で定めるものとする。 3 （略） （特定届出対象行為） 第15条 法第17条第1項の特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、<u>同条第8項</u>の規定により同条第1項の規定を適用しないこととなる行為を除いた行為とする。 （認定を要しない建築物） 第22条 法第69条第1項第5号の規定による建築物は、次に掲げる建築物とする。 （1） （略） （2） 広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）の規定により、広島県重要文化財、広島県有形民俗文化財又は広島県史跡、広島県名勝若しくは広島県天然記念物に指定された建築物 （3） 廿日市市文化財保護条例（昭和44年条例第24号）の規定により、廿日市市指定重要文化財に指定された建築物	（届出対象行為等） 第10条 （略） 2～4 （略） 5 第1項の行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が<u>同条第7項各号</u>に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 6 （略） （届出を要しない行為） 第11条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為（重点区域内で行う行為を除く。）とする。 （1）～（6） （略） 2 重点区域内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、前項の規定に関わらず、規則で定めるものとする。 3 （略） （特定届出対象行為） 第15条 法第17条第1項の特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、<u>同条第7項</u>の規定により同条第1項の規定を適用しないこととなる行為を除いた行為とする。 （認定を要しない建築物） 第22条 法第69条第1項第5号の規定による建築物は、次に掲げる建築物とする。 （1） （略） （2） 広島県文化財保護条例_____の規定により、広島県重要文化財、広島県有形民俗文化財又は広島県史跡、広島県名勝若しくは広島県天然記念物に指定された建築物 （3） 廿日市市文化財保護条例_____の規定により、廿日市市指定重要文化財に指定された建築物

改正後	改正前
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)